

国内経済要録

◇政府系中小企業3金融機関の特定不況地域中小企業向け緊急融資について

通産省は8月28日、構造不況業種に属する企業が中核的な存在となっている特定不況地域を指定し(全国16市町)、これらの地域に所在する中小企業に対する緊急融資を次のとおり決定した。

融資機関	国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫
融資対象	指定地域の中で売上が前年同期比10%以上の減少あるいは受注が20%以上の減少をみている中小企業
1企業に対する貸付限度	200万円 (一般貸付わくに対し別わく扱)
金利	6.3% (上記の中核的な企業への取引依存度 20%以上) 6.8% (" " 20%未満)
期間	5年(1年据置き)
実施時期	9月上旬
特定不況地域	函館市、室蘭市、舞鶴市、相生市、呉市、尾道市、因島市、広島県御調郡向島町・豊田郡瀬戸田町、今治市、新居浜市、大牟田市、長崎市、佐世保市、長崎県西彼杵郡大島町、佐伯市、延岡市

◇生命保険会社の貸付範囲の拡大について

大蔵省は8月15日、生命保険会社の資産運用の多様化を図るため、貸付範囲を次のとおり拡大する旨各社あて通達。

1. 無担保貸付範囲の拡大

(1)公募事業債格付基準B格に該当する会社、(2)東証上場審査基準を充足する会社、および(3)これらの会社と資本的に緊密な関係にある会社、を新たに無担保貸付の対象に加える(従来は公募事業債格付基準がBB格以上の会社に限定)。また、上記(1)、(2)の会社が保証する貸付も対象に追加。

2. 担保種類の拡大

航空機、リース債権・割賦債権を追加。

3. 海外融資の弾力化

外国政府等に対する貸付および外国政府等の保証する

貸付については包括認可(従来は海外融資はすべて個別認可)。

◇全国信用協同組合連合会の代理貸付金利改訂について

全国信用協同組合連合会は8月8日、代理貸付金利を次のとおり改訂。

1. 新規貸付分(8月10日以降実施)

(単位・%)

	組連出しレート (全信組連→信組)			組合融資レート (信組→組合員)		
	新利率	改訂前	引下げ幅	新利率	改訂前	引下げ幅
一般貸付	7.2 ～7.5	7.2 ～7.5	—	7.2 ～8.6	7.6 ～8.6	0 ～△0.4
住宅資金	7.5 ～7.8	7.7 ～8.3	△0.2 ～△0.5	7.5 ～9.0	8.2 ～9.5	△0.5 ～△0.7

2. 既往貸付分

(1) 一般貸付(9月20日利払分より実施)

組連出しレートが9.1%以上のものは9.0%に引下げ。これに伴い組合融資レートについても当該組連出しレートの引下げ幅以上下げるほか、特に10.0%以上のものについては9.9%以下に引下げる。

(2) 住宅資金(10月1日利払分より実施)

原則として、組合融資レートが10.0%以上のものを9.9%に引下げる。

◇個人向け新型消費者ローンの取扱いに関する大蔵省の指導基準について

大蔵省は8月1日、当座貸越取引と預金取引とを組合せた新型消費者ローンの取扱いに関する指導基準を定め、各地財務局あて通知した。その概要は次のとおり。

- 個人向け消費者ローンには積極的に取組むことが望ましいこと。
- 新型ローンが預金の延長であるとの誤解を受けないようこれが貸出商品であることを明確にすること。
- 債権保全策に十分留意し、個人の信用情報機構、金融機関関連の信用保証会社の整備、充実を図る必要があること。

◇消費者ローンにかかる歩積・両建預金の自粛について

全国銀行協会は、住宅ローン等にかかる歩積・両建預金の自粛徹底に関する大蔵省の要請等を受け、8月14日、「消費者ローンにかかる拘束性預金の自粛について顧客に対して周知徹底を図りたい」旨の連絡を各地銀行協会あて通知した。

◇「総合経済対策」の決定について

政府は9月2日、経済対策閣僚会議において、最近の経済情勢にかんがみ、物価の安定基調を継続しつつ、本年度の経済成長率について当初の政府目標を確実に達成し、国際収支の黒字を減少させるため、次のとおり総合的な経済対策を構ずることを決定した。

1. 内需の拡大等

(1) 公共投資等について、次のとおり総額約2兆5千億円の事業規模の追加を行う。

イ. 公共事業等について、道路、治山、治水、港湾、下水道、農業基盤等の事業を対象として、約8,300億円の事業費の追加を行う。

ロ. 国民生活基盤の充実を図るため、文教施設の整備等の事業を対象として、約2,600億円の事業費の追加を行う。

ハ. イおよびロの事業に関連して、約2,500億円の債務負担の追加を行う。

ニ. 地方単独事業についても、生活道路、下水道等の事業を対象として、地方債の追加により、約2,700億円の事業費を確保する。そのほか公共施設の改良、大規模修繕等500億円程度の事業の実施を期待する。

ホ. 住宅金融公庫について、7万3千戸の貸付わくを追加する等住宅対策として事業規模約8,400億円を追加する。

(2) 住宅建設の促進

イ. 住宅金融公庫の個人向け住宅貸付等について、上記のとおり貸付わくを追加するとともに、貸付対象範囲の拡大、募集時期の繰上げ等により、住宅建設の一層の促進を図る。

ロ. 民間金融機関からの融資のうち、個人向け住宅に対する融資額の増加に引続き配慮する。

ハ. 住宅宅地関連公共施設整備促進事業を拡充して住宅・宅地供給の増加を図る。

(3) 国民生活基盤の充実を図るため、前記(1)のロの事業として次の事業を行う。

イ. 教育環境の向上を図るため、国・公立文教施設、社会教育施設、体育施設、の整備を促進する。

ロ. 国民医療の向上を図るため、国立病院、国立療養所等の整備を促進する。

ハ. 国民福祉の向上を図るため、老人福祉施設、保育所等の整備を促進する。

ニ. 200海里水域の監視取締体制の充実を図るため、巡視船艇の建造を促進する。

(4) エネルギー関連投資の促進

イ. 電力業について、設備投資3兆2千億円、繰上げ発注約1兆6千億円の実施を図る。

ロ. ガス事業について、設備投資約3,300億円、繰上げ発注約500億円の実施を図る。

ハ. 石油公団が暫定措置として行うタンカーの活用による石油備蓄については、53年度中に750万klまでを目途に拡大を図る。また、同公団が行う恒久施設による石油備蓄について、その規模の拡大を検討する。

2. 不況地域・不況産業に対する対策の推進

(1) 不況地域対策

特定の不況地域について、中小企業の経営安定、雇用の安定等を図るため、特定不況地域中小企業対策緊急融資を実施に移すとともに、信用保険の特例、税額還付の特例、中小企業設備近代化資金の償還期間の延長、企業導入の促進、地方公共団体による対策の推進等につき立法措置を講ずる。

(2) 不況業種対策

イ. 特定不況産業安定臨時措置法および特定不況産業信用基金の活用により過剰設備の処理等を推進する。

ロ. 造船業について、造船設置能力の35%程度を処理してその経営の安定を図ることとし、これを円滑に実施させるため、造船所の土地、設備の買上げ機関の設立等を行うとともに、造船等の需要喚起に努める。

ハ. 金属鉱業について、経営の安定を図るため、金属鉱業緊急融資制度(仮称)を創設するとともに、鉱害防止施策の充実を図るため、金属鉱業事業団融資の拡充を行う。

ニ. 中小繊維工業等の過剰設備の解消のため、中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業について所要資金の確保を図る。

(3) 中小企業円高対策等

イ. 円高関連中小企業者に対する金融措置として、中小企業為替変動対策緊急融資制度についてその実施期間の3ヵ月間延長(本年12月末まで)と貸付条件の改善を行うほか、円高関連の信用保険特例措置の円滑な実施を図る。

ロ. 輸出型産地の中小企業が産地ぐるみで市場転換等の事業を緊急に行う場合に所要の助成を行う。

ハ. 中小企業倒産対策緊急融資制度の実施期間の6ヵ月間延長(54年3月末まで)および中小企業信用保険法に基づく不況業種の追加指定を行い、不況により影響を受けている中小企業の経営の安定を図る。

ニ. 円高に伴い下請中小企業が不当なしわ寄せを受け

ないよう下請代金支払遅延等防止法の機動的運用を図るとともに、下請企業振興協会による取引あっせん事業を推進する。

(4) 雇用対策

イ. 特定の不況地域について、雇用安定資金制度を全面適用し、雇用開発給付金等の支給期間の延長を行う。

また、特定不況地域雇用開発奨励金等を創設する。

ロ. 特定の不況地域の離職者について、雇用保険の特例を実施する。

ハ. 特定の不況地域の離職者等の就職を促進するため、職業相談員の設置、公共事業失業者吸収率制度の適用拡大、職業訓練の機動的実施を図る。

ニ. 移転求職者の就職を一層促進するため、移転就職者用宿舍を追加建設する。

3. 緊急輸入等の推進

(1) 当面の国際収支黒字の縮小に寄与するため、資源輸入のための開発投融资に必要な資金を外貨で貸付けることを内容とした日本輸出入銀行による新外貨貸制度を、臨時的に創設する。

(2) 緊急輸入等の促進

イ. 日本輸出入銀行による既存の緊急輸入外貨貸付制度の活用等により、濃縮ウラン、石油、仕組船、航空機等の緊急輸入を早期かつ強力に推進し、さしあたり、年度内に総額40億ドル程度の緊急輸入が期待される。

ロ. 各種外国製品について、その普及を図るための展示事業を拡大実施する。

(3) 国立医療施設の医療機器、200海里水域監視取締りのための航空機等、公的機関が使用する物品を海外から調達することについて、検討を進める。

(4) 在外公館の土地、建物等の追加購入を図る。

(5) 海外旅行者の持ち帰り品につき、減税措置を検討する。

(6) 対日輸出促進のために諸外国から訪日する各種調査団等に対して、関係者が緊密な連絡、協力の下に、訪問先のあっせん、日本の実情紹介等を行う。

(7) MTN交渉を年内に成功裡に妥結させるよう積極的に取組む。

4. 経済協力等の拡充

(1) 52年基準の政府開発援助実績を3年間で倍増することを目標として、政府開発援助の積極的拡充を図ることとし、援助約束の促進および援助の実施手続の一層の迅速化等による執行率の改善を図るとともに、政府

開発援助予算の追加措置を講ずる。

このため、プラントバージおよび船舶に係る経済協力を含め政府直接借款の約束の拡充を図るとともに、貧困発展途上国の累積債務問題の解決に資する等のため無償資金協力を追加する。

なお、援助約束にあたっては、相手国の要請に応じ、アンタイドを基本原則としてその実行を図る。

(2) 共通基金交渉の早期妥結および新国際穀物協定・国際天然ゴム協定の早期締結に積極的に協力する。

5. 円高差益還元等物価対策の推進

(1) 円高に伴う物価対策

イ. 北海道電力㈱を除く8電力会社およびガス大手3社の料金については、原則として54年度末まで現行料金を据置くこと等を内容とする従来の方針を維持するとともに、53年度に限り、一時的な措置として、家庭用、産業用を通ずる料金の割引きを行うものとし、これを10月から来年3月まで実施する。

ロ. 畜産振興事業団の輸入牛肉差益については、消費者により直接的に結びつく施策への一層の活用を図るために、牛肉値下げルート新設事業、国産牛肉特別販売事業、部分肉センターの体制整備、消費者団体・生産者団体等による産直肉販売店設置実験事業等を推進する。

また、畜産振興事業団による輸入牛肉の買入れ、指定輸入牛肉販売店制度の運用等を通じた売渡しを適切に実施し、牛肉の需給および価格の一層の安定に努める。

ハ. 石油製品については、家庭用灯油価格等に関して、関係業界に対し必要な要請を行い、効果がみられたところであるが、今後とも石油製品価格の動向を注視するとともに、円高効果が適正に反映されるよう必要に応じ関係業界に対する要請等を行う。

ニ. 配合飼料については、52年9月以降3回にわたる価格引下げ(約24%)が行われたところであるが、今後においても原料価格の動向等を注視するとともに、必要に応じ関係業界を指導する。

ホ. 国際航空運賃については、方向別格差を是正するため、相手国発運賃にサーチャージを課し、日本発運賃についてディスカウントを実施する措置を講ずるよう今後とも努めるとともに、事前購入回遊運賃等各種割引制度の早期導入および拡充を図るよう努める。

ヘ. 国際電信電話料金については、収支構造上為替差益は少額であり、方向別格差の是正についても料金体系上の問題等があるところであるが、利用者への

サービスの改善、安定的な国際通信の確保等を総合的に勘案しつつ、料金問題についてさらに検討することとする。

ト. 真正商品の並行輸入が輸入総代理店により不当に妨げられることのないよう、引続き調査・監視する。

チ. 輸入消費財等の全国的な調査・監視を継続的にを行い、その結果を消費者等に情報提供するとともに、必要に応じ関係業界に対する指導等適切な対応を図る。

(2) 建設資材の需給・価格動向の監視等

公共投資等の進展に伴い建設資材価格の安易な引上げが行われないよう建設資材の需給および価格動向を注視し、状況に応じ供給の確保を図り価格の安定に努める。

6. 新たな経済計画の策定

日本経済の先行きを展望し、国際化への対応、経済バランスの回復等を課題とした新たな中期経済計画の検討に着手する。

◇円高に伴う 8 電力会社および 3 大手ガス会社の暫定的料金割引措置について

政府は 8 月 24 日、53 年度に限る暫定的な措置として、北海道電力(株)を除く 8 電力会社およびガス大手 3 社に対し、54 年度において現行料金を据置くことが可能な範囲で、料金を割引くよう指導した。その概要は次のとおり。

1. 割引総額

各社ごとの割引総額は、一定条件のもとで 53 年度に発生すると予想される直接および間接の円高差益額に、53 年度における供給コストの上昇のほか、54 年度における

コスト上昇見込み、ならびに将来の為替レートおよび原油価格の動向などの不確定要因を考慮して定めた係数を乗じた額とする。この係数は、中国電力は 0.5、その他 7 電力会社は 0.7、東京ガス、大阪ガスは 0.6、東邦ガスは 0.4 とする。

円高差益総額と割引総額は、両業界ごとにおおむね次のとおりとなる。

	円高差益総額	割引総額
電力	3,880 億円	2,660 億円
ガス	430 億円	250 億円

2. 割引方法および期間

(1) 53 年 10 月から 54 年 3 月までの間、毎月の料金から割引く。

(2) 割引きは、原則として「単位使用量あたり〇円〇銭」という形で、家庭用産業用を通じて公平に行う。

3. 一般家庭当り割引額

月平均割引額は、標準家庭当りおおむね次のとおりとなる。

電力 8 社平均 約 270 円 ガス 3 社平均 約 290 円

4. 手続

本件措置の臨時性および緊急性にかんがみ、電気事業法第 21 条ただし書き、ガス事業法第 20 条ただし書きの規定を適用する。これにより各社は、速やかに認可を申請する予定である。

5. 上記の措置は、為替レート等の不確定要因を考慮のうち、54 年度末まで料金を据置くことができる範囲内で、53 年度の差益を料金から割引くものであるが、53 年度末においてなお円高による余裕利益が生じた場合は、52 年度と同様、別途積立金として区分計上させ、これらを 54 年度以降の料金安定に活用する。